

建設業許可申請等に係る変更点の概要（平成27年4月1日施行）

4月1日以降に各県の担当窓口に提出するものから、新様式が適用されますのでご注意ください。新様式等については、中部地方整備局のホームページに掲載する予定です。

主な改正点は下記のとおりです。

1. 許可申請書の様式変更・追加

改正法における役員の範囲の拡大及び閲覧制度の見直し（個人情報閲覧の対象から除外）に伴い、並びに許可申請書等の簡素化を図るため、以下のとおり見直しを実施。

（様式第1号別紙1、第6号、第12号）

- 改正法における役員の範囲の拡大に伴い、許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」を「役員等」とする（取締役と同等の支配力を有する者として、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を追加。）。

<注意>

施行日前の時点（本年3月31日）で既に許可を受けている建設業者において、同時点で既に相談役、顧問、株主等であった者については施行日後に改めて届出を行う必要はないが、施行日後に新たに就任した相談役、顧問、株主等については変更届出等が必要となる。

（様式第1号別紙1、第11号）

- 改正法における閲覧制度の見直しに伴い、役員等の一覧表及び建設業法施行令第3条に定める使用人（以下「令3条の使用人」という。）の一覧表から生年月日及び住所を削除する。

（様式第1号別紙1）

- 改正法における閲覧制度の見直しに伴い、役員等の一覧表に経營業務の管理責任者である者が明確になるよう欄を設ける。

（様式第1号別紙4（新設））

- 改正法における閲覧制度の見直しに伴い、営業所専任技術者の一覧表を許可申請書の別紙として追加する。

（様式第2号記載要領）

- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないように十分に留意することとする。
（例：注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等）

（様式第12号、第13号、第7号別紙（新設））

- 許可申請書等の簡素化を図るため、役員等及び令3条の使用人の略歴書を簡素化するため、職歴欄を削除し、住所、生年月日等に関する調書とする。
- 経營業務の管理責任者についてのみ職歴の提出を求めることとする。（新設）。

（様式第15号記載要領、第17号の3記載要領、第18号記載要領）

- 許可申請書等の簡素化を図るため、平成26年3月の財務諸表等規則の改正を受け、財務諸表への記載を要する資産の基準（重要性基準）を総資産（又は負債及び純資産の合計）の100分の1から100分の5に改正する。

<注意>

事業年度が施行日前に終了する場合であっても、書類の提出が施行日後である場合には、新たな基準により提出することが可能である。なお、施行日後も従前の基準により財務諸表等を作成し、提出することも差し支えない。

(様式第22号の2(第1面)、第22号の2(第1面)記載要領)

- ・個人情報の保護により、①経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)及び②専任技術者証明書(様式第8号)については閲覧対象外になるため、①及び②の変更の際は、当該様式に変更した者を記載する。

※専任技術者や経營業務の管理責任者の変更の際に、変更届出書(第1面)の提出も必要になります。

2. 許可申請書等の閲覧対象の限定 【新設】

以下の書類について、個人情報が含まれることから、閲覧対象から除外。

【経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)】

- ①職歴等が含まれる経營業務管理責任者の要件を満たすことの証明書

【専任技術者証明書(様式第8号)】

- ②住所、生年月日及び学歴等が含まれる営業所専任技術者の要件を満たすことの証明書等

【国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第11号の2)】

- ③生年月日が含まれる国家資格者等・監理技術者一覧表等

【住所、生年月日等に関する調書(様式第12号、第13号)】

- ④住所及び生年月日が含まれる許可申請者又はその役員等及び令3条の使用人の調書(改正前の「略歴書」)

【株主(出資者)調書(様式第14号)】

- ⑤住所が含まれる株主調書

【その他添付書類】

- ⑥住所等が含まれる登記事項証明書(商業登記)等
- ⑦納税額等が含まれる納税証明書

3. その他建設業の許可に関する事務の見直し

【規則第7条関係】

- ①建設業法施行令の改正により、都道府県における大臣許可業者の許可申請書等の閲覧が廃止されるため、国土交通大臣に提出すべき書類の部数について、従たる営業所のある都道府県の数分の写しは不要とし、正本及び副本各1通に限定する。
なお、副本については、許可申請者用とする。

【規則第3条、第13条関係】

- ②許可申請者の利便性の向上を図るため、一般建設業又は特定建設業の許可に際し必要な営業所専任技術者の要件を満たすことを証することができる書類として、監理技術者資格者証の写しを追加する。

4. 一般建設業の営業所専任技術者(=主任技術者)の要件の見直し

【規則第7条の3関係】

主任技術者の要件について、施工の実態及び業界からの要望を踏まえて見直しを行った結果、以下の改正を実施。

- ・職業能力開発促進法による技能検定のうち、型枠施工の試験に合格した者等を
大工工事業の主任技術者の要件に追加する。
※該当技術者の有資格コードは「64」となります。
- ・職業能力開発促進法による技能検定のうち、建築板金（ダクト板金作業）の試
験に合格した者等を管工事業の主任技術者の要件に追加する。
※該当技術者の有資格コードは「70」となります。

5. その他

許可申請及び変更届の際に必要な申請書類については、別添の「許可申請等に係
る提出書類及び確認資料」をご確認ください。

申請様式については、別添の様式一覧（平成27年4月1日以降適用）を使用し
て下さい。

なお、法改正に伴い、建設業許可事務ガイドラインについても改訂がありますの
で、そちらについても併せてご確認ください。